



## ABS対応事例

### —インドネシアから液浸昆虫を日本へ輸入—

寺嶋芳江

#### はじめに

インドネシアの研究者が採取した昆虫をアルコール浸漬して日本へ輸入したい、という相談を国内研究者から受けました。インドネシアにおけるABS手続きの窓口はインドネシア科学院（LIPI）でしたが、2021年に国家研究イノベーション庁（BRIN）に代わりました。

#### 1. 基本的ABSプロセス

海外の遺伝資源を利用する場合、一般的には次の7段階のプロセスを経ます。ただし、提供国の法制度、提供国研究機関との関係性、遺伝資源の種類によっては、一部の手続きが不要であったり、手順順序が変わったりする場合があります。

- (1)信頼できる提供国相手の決定
- (2)提供国のABS情報の収集
- (3)他の国際条約、利用国（日本）の法令の遵守
- (4)「相互に合意する条件（MAT）」を盛り込んだ契約の締結
- (5)提供国政府から「情報に基づく事前の同意（PIC）」の取得
- (6)「材料移転契約（MTA）」の締結
- (7)試料輸送手段の確保

今回は、インドネシア政府の指示に基づき、このプロセスの(4)～(6)を3段階のステップを踏んで行いました。

#### 2. 提供国の相手

相手はインドネシアのI大学の研究者Jでした。研究者Jは、日本のA大学において研究者B（今回の輸入希望者）を指導教官として学位を取得しました。その後、自国のI大学で教員となりました。なお、I大学とA大学はすでに学術交流協定（MoU）を締結していました。

#### 3. 具体的なABS手続き

インドネシアは名古屋議定書の締約国ですが、ABSクリアリングハウスには詳細な手続プロセスは載っていませんでした\*1。また、遺伝資源の入手について貴重な論文が報告されていますが、LIPIが窓口であったときものです\*2。

そこで、BRINのホームページの組織図を調べ、何人かにメールを出した結果、その内の一人から担当である旨の返信メールが届きました。この担当者を研究者Jに知らせ、最初の手続きに必要な書類を確認してもらいました。

\*1 : <https://absch.cbd.int/en/countries/ID>

\*2 :

[file:///C:/Users/yoshie/AppData/Local/Temp/MicrosoftEdgeDownloads/728dc31f-a436-4a8c-94df-b589eff73023/23-024\\_web.pdf](file:///C:/Users/yoshie/AppData/Local/Temp/MicrosoftEdgeDownloads/728dc31f-a436-4a8c-94df-b589eff73023/23-024_web.pdf)

#### (1) 研究許可と倫理クリアランスをBRINへ申請

必要とされた種類は次の書類a～gでした。

- a. 研究提案書Research Proposal

- b. 研究協力覚書Memorandum of agreement (MoA) / Research Collaboration Agreement (RCA)
- c. 外国研究許可申請書Foreign Research Permit Application Form
- d. 研究者声明書Researcher Statement Letter
- e. 動物飼育施設管理者声明書Animal Enclosure Manager's Statement Letter
- f. 倫理審査申請書Ethical Clearance Application Form
- g. I 大学からの送付状Cover Letter from Institution

aについては日本のA大学で用意することにしました。bについては既存のMoUではなく、新たなMoAが必要とのことでしたので、共同で用意することとしました。参考事例としてインドネシアのI大学と米国の大学間の契約例が送られてきましたが、研究規模が小さい本件にはそぐわなかったため、SATREPSのCRAを両大学で修正して、事務手続きを経て契約しました。

cについては、BRINのwebサイトで入力ができ、研究計画の要約と国内研究者のパスポートなどの情報をもとにI大学が申請しました。d～gについてもI大学が用意してくれました。

研究許可取得のために、5,100,000 IDR (ルピア) (約46,000円、登録料100,000ルピア、1年間の採取許可料5,000,000ルピア)を支払うよう請求がきました。これについて、I大学も初めてということで他の共同研究の事例を探したり、根拠法令を聞いたり、料金表をBRINに求めたりしてくれました。最終的には、研究者Jに立替支払いを頼みました。なお、BRINとの共同研究であれば、これは無料となるとのことでしたが、安易に共同研究者を増やすこと

は研究者Bには抵抗がありました。webでの申請による倫理クリアランスの承認と研究許可証の発効まで50日を費やしました。

## (2)環境林業省・自然資源生態系保全総局 (KSDAE) への推薦状をBRINへ申請

必要な書類は次のa～eでした。

- a. I 大学からBRINへの申請書Request letter (インドネシア語)
- b. 研究提案書Research Proposal (背景、目的、採取する種名、採取数、採取場所、解析場所、解析方法を記載)
- c. I 大学とA 大学間のMTA (参照としてLIPIと日本の他大学間の契約例が添付されていた)
- d. I 大学とA 大学間のMoA
- e. 収集サンプルの概要 (インドネシア語)

I 大学がaとeを、A大学がbを、共同でcを用意することとしました。cの参照として送られてきたMTAは、本件の現状とは乖離があったため、2023年10月のAAAF<sup>\*3</sup>で日本へいらしたBRINの方から新たに事例を送ってもらいました。これを基に、契約を締結しました。dはすでに締結していました。なお、それまでの契約書の往復は郵送で行われました。

I 大学からBRINへ申請書と添付資料を送り、13日後にKSDAEへの推薦状が発行されました。

\*3: アジアABS学術フォーラム

<https://idenshigen.jp/asian-academic-abs-forum/>

## (3)自然資源保護事務所 (BKSDA) への研究許可の申請

必要書類は次のa～fでした。

- a. 環境林業省・生物多様性保全局 (Dit.

KKHSG) 宛の許可申請書Permit Application to KKHSG

b. BRINからの研究許可証Research Permission from BRIN

c. 生物多様性に関する科学権威事務局 BRIN (SKIKH BRIN) からの推薦状 Recommendation from SKIKH BRIN

d. MAT (環境林業省 生物多様性保全局 (KKHSG) を提供者、I大学を受領者とする契約 (インドネシア語) )

e. 新たなMTA (環境林業省 (KLHK) を提供者、I大学を受領者①、A大学を受領者②とする契約)

f. PIC (インドネシアでは大臣令で PADIAと記載)

aはI大学が用意してくれました。bとcはすでに取得済みでした。

dのMATはインドネシア語で書かれ、次のような内容を記載することとなりました。

- ・提供者 (インドネシア政府) は、調査から得られたデータを要求し、保有し、使用する権利、および採取した個体を標本として保有する権利を有する。
- ・登録された知的財産権は、提供者に帰属する。
- ・本研究の結果得られた科学的出版物には、謝辞の欄に提供者を含める。
- ・提供者は、採取された生物について国家収入として要求する権利を有し、アクセス料金などを利益配分される。

eのMTAは英語で記載され、電子ファイルでの往来を可能とされました。fは採取地域の地方局からの許可証で、研究者Jが取りに行ってくれました。

この研究許可を得るために、5,000,000ルピアを支払い、書類をすべて原本で提出

した結果、30日後にBKSDAから研究許可がおりました。

#### (4) 日本への輸送のための手続き

国内移転に必要なSATS-DNという許可証を得るため、KKHSGからの許可証とI大学からのレターを持ち、I大学の管轄地のBKSDAEへ研究者Jが行ってくれました。BKSDAEは日本へ輸送する昆虫を数え、一頭につき2,000ルピア (約20円)を送付頭数分課金したので、研究者Jが支払いました。

次に、国外移動に必要なSAT-LNという許可証を首都ジャカルタのBKSDAEで取得してくれました。さらに、検疫の証明書を取ってくれました。

#### 4. 日本の法令

海外からの死んだ昆虫の輸入については、植物防疫の対象外であることを確認しました。

#### 5. 試料輸送

研究者Jがサンプルを携行して日本へ入国しました。インドネシアからの検疫証明書を携行していましたが、税関での提出要請はありませんでした。また、植物防疫所へ立ち寄る必要もありませんでした。

#### おわりに

今回は、日本の研究者は渡航せずに、インドネシアの共同研究者に試料を携行輸入するというパターンでしたが、日本の研究者が現地で採取などを行う場合には、異なる手続きが必要となると考えられます。なお、インドネシア現地で行うすべての研究活動にはBRINへの倫理クリアランスが必要なことに注意が必要です。

研究者Bから相談を受け、最終的にサンプルを受け取るまでに、21か月かかりました。長期間の時間を要した理由は、インドネシアと日本の大学で多くの契約書の内容の検討や疑問点の協議、締結事務などに時間を要したためでした。

2025年11月の遺伝研ABS支援室主催のAAAFセミナーでのインドネシア政府の方のご講演にあったように、インドネシアの共同研究者なしでは試料の入手は難しいことがよくわかりました。

2026年3月7日

静岡大学 ABS相談窓口 寺嶋芳江  
terashima.yoshie@shizuoka.ac.jp

ABS・国内法関連のご相談、  
ABSに伴う国内法令の手続き代行を承っております。

ABS対応サポートセンター  
<https://terayoshi-gyosei.com/>  
abs@terayoshi-gyosei.com

#### 関連略語

##### 【BKSDA】

Balai Konservasi Sumber Daya Alam  
The Natural Resources Conservation Agency  
自然資源保護局  
\* 環境林業省KSDAEの技術実施部門

##### 【BRIN】

Badan Riset dan Inovasi Nasional  
National Research and Innovation Agency  
国家研究イノベーション庁

##### 【KKHSG】

Direktorat Konservasi Keanekaragaman Hayati Spesies dan Genetik

Directorate of Species and Genetic Biodiversity Conservation  
(環境林業省) 生物多様性・種・遺伝資源保全局  
\* Direktoratは、Directorate (局の意味)

##### 【KLHK】

Kementerian Lingkungan Hidup dan Kehutanan  
Ministry of Environment and Forestry  
環境林業省

##### 【Direktorat Jenderal KSDAE】

Direktorat Jenderal Konservasi Sumber Daya Alam dan Ekosistem  
The Directorate General of Nature Resources and Ecosystem Conservation  
(環境林業省)自然資源・生態系保全総局  
\* Direktorat Jenderalは、Directorate General (総局の意味)

##### 【SAT-DN】

Surat Angkut Tumbuhan dan Satwa  
野生動植物輸送許可証

##### 【SAT-LN】

Surat Angkut Tumbuhan dan Satwa Liar Luar Negeri  
海外動植物輸送許可書

##### 【SKIKH BRIN】

Sekretariat Kewenangan Ilmiah Keanekaragaman Hayati-Badan Riset dan Inovasi Nasional  
Secretariat of Scientific Authority for Biodiversity-National Research and Innovation Agency  
生物多様性科学機関事務局-国家研究イノベーション庁